

令和5年8月10日
区民部国保年金課

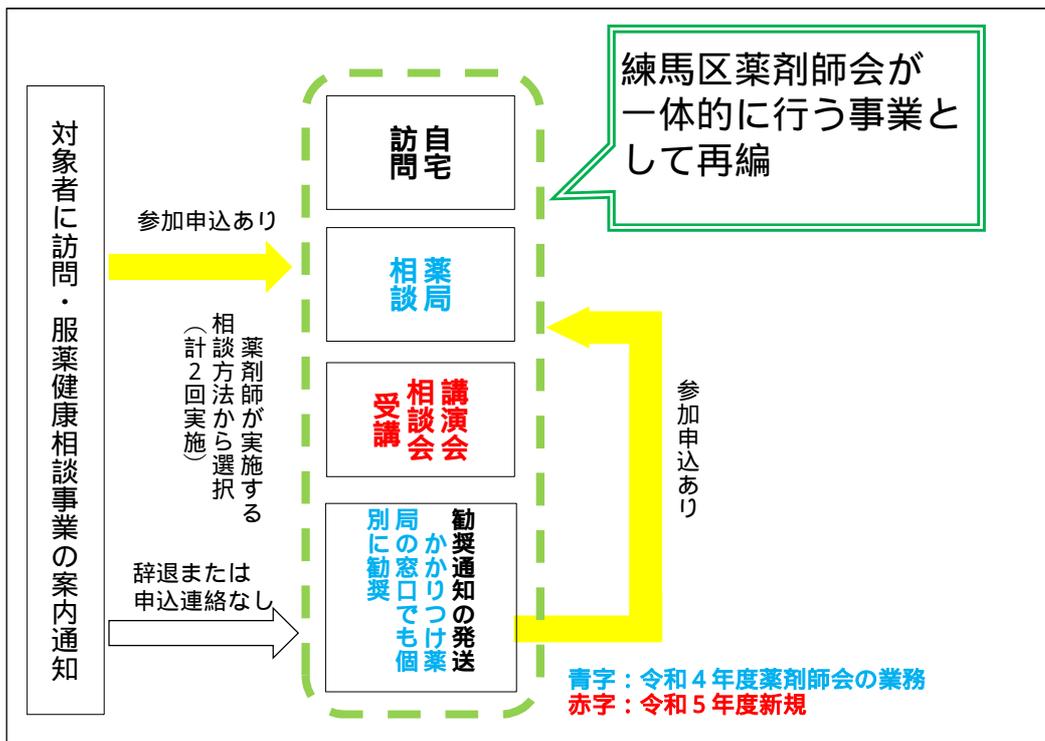
国民健康保険の重複・頻回受診者訪問指導事業の拡充について

平成24年度から国民健康保険被保険者のうち、多数の医療機関等の受診や重複した医薬品の処方を受けている重複・頻回受診者を対象に、民間保健師による訪問指導事業を行っており、令和4年度は練馬区薬剤師会による、薬局での服薬相談および訪問指導の再勧奨を実施した。

一方、従前の民間保健師による訪問健康相談では服薬に関する内容が多く十分な対応が困難であるなどの課題があったことから、今年度、練馬区薬剤師会と連携した全国初の取組である「訪問服薬健康相談事業」として再編し、本年7月から開始したので、以下のとおり報告する。

1 事業概要

練馬区国民健康保険に加入する重複・頻回受診者の医療機関等の適正受診を促し、健康の保持増進及び医療費抑制を一層図るため、訪問による服薬相談と健康相談を一体的に行う事業として再編し、事業効果の向上を図る。



2 実施予定対象者数

約 60 人（通知者数は 396 人。うち同意を得た方に対し実施）

今年度、選定基準の一部見直しにより通知対象者数が増加。

3 過去の実績

	2年度	3年度	4年度	5年度計画
通知者数	199 人	300 人	300 人	396 人
訪問指導実施	65 人 (32.7%)	56 人 (18.7%)	26 人 (8.7%)	取組中
うち服薬相談参加者	-	12 人 (21.4%)	6 人 (23.1%)	
辞退	88 人 (44.2%)	133 人 (44.3%)	137 人 (45.7%)	
申込連絡なし	46 人 (23.1%)	111 人 (37.0%)	137 人 (45.7%)	

4 実施期間

令和 5 年 7 月から令和 6 年 3 月まで